

9月1日は防災の日

万一の時の災害に備えましょう!!

3月11日に発生した東日本大震災では、死者行方不明者が2万人を超え、さらに家屋や道路、水道などに甚大な被害が出ました。このような自然災害に対して、被害を最小限に食い止めるため、一人ひとりの心掛け、家庭での備えが大切となります。

この機会に災害に対する備えや心構えを家族や地域で話し合うとともに、災害から自分たちの身を守るための対策を考えておきましょう。

家族で 防災会議を

会社や学校など外出先で地震に遭ったとき、どうやって家族と連絡をとりますか。

いつ、どこで地震に遭っても、あわてずに行動できるように、次のようなことを確認しておきましょう。

- ・避難ルート、避難場所の確認。
- ・家族の役割分担。
- ・避難するとき、だれが何をもち出すか。
- ・非常持出袋はどこに置くか。

・NTT「災害用伝言ダイヤル1717」の活用を家族で決めておきましょう。

家の中を 安全空間に

地震が発生したとき、あなたの家の中は安全ですか。

転倒した家具の下敷きになって怪我をしたり、室内が散乱状態のために火災から逃げ遅れたりしてしまったりなど被害も大きくなります。

このため、家の中を安全空間にするためには、次のような対策が必要です。
家具類やテレビ、冷蔵庫等が転倒しないよう、こ

家具でしっかり固定する。照明器具が落下しないように、チェーン等で固定する。

窓ガラスの破片が飛び散らないようにガラスに飛散防止フィルムを張る。棚の上には、重いもの、角のあるもの、ガラス製品をおかないこと。

非常持出袋の 中身を点検

避難するとき、とつさに必要な物を持ち出せるよう、リュックサックなどにまとめ、非常持出袋として備えておくことが大事です。非常持出袋は目につきやすいところに置きましょう。

袋の中身はときどき点検することが大事です。使用期限などを確認して、中身を入れ替えるようにしましょう。



神崎町が「特定被災地方公共団体」並びに「特定被災区域」に指定されました。

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく特定被災地方公共団体並びに特定被災区域に神崎町が指定されました。

多大な被害を受けているにもかかわらず、第1次指定（5月2日）を受けなかったことに異議を唱え、国・県の関係機関に強く働きかけた結果、今回の追加指定となりました。

特定被災地方公共団体に指定されると
大地震により甚大な被害を被った公共土木施設や社会福祉施設等へ町が行う復旧工事に対し、国から補助等の財政援助が受けられます。

特定被災区域に指定されると
指定された市町村における被災者等に対し、社会保険料の免除、農林漁業者や中小企業者に対し、国が金融支援等の助成を行います。

【社会保険関係】被災者・事業主に対する社会保険料の免除、被災者の医療費窓口負担の免除等
【金融支援関係】被災した農業・漁業及び中小企業者に対する雇用保険の保険料補率の拡充等

お問合せ 総務課まで 72 2 1 1 1

災害復旧本格工事開始

震災で被災し本宿・向野・松崎地区の町道・上水道等のライフライン及び農業施設の一部についての本格工事が始まっています。工事期間はご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

お問合せ まちづくり課 72 2 1 1 4